

# 日本大学工学部紀要

第 65 卷 第 1 号

令和 5 年 9 月

日本大学工学部  
工学研究所

# 目 次

## 工 学 編

河川技術史からみた米沢藩士による直江石堤（谷地河原堤防）の普請とその意義

..... 知野 泰明・後藤 光亀（1）

工 学 編

# 河川技術史からみた米沢藩士による 直江石堤（谷地河原堤防）の普請とその意義

知野 泰明\*・後藤 光亀\*\*

## Work Forces by “Yonezawa” Domain Samurais for “Naoe” Stone Levees (“Yachi-Gawara” Levees)

Yasuaki CHINO\* and Koki GOTO\*\*

### Abstract

The “Naoe” Stone Levees are the civil engineering heritage which were recommended by JSCE and certified in 2008. The levees were constructed to protect the castle town at Yonezawa (in the south part of Yamagata pref.) from the disaster caused by floods on the Aka river (the upper stream of the Mogami river). The constructions were executed by the leadership of the chief retainer “Kanetsugu Naoe” who belonged in the “Uesugi” domain governing at the Yonezawa since the early modern in Japan.

In relation to certificate of the levees as the civil engineering heritage recommended by JSCE, it was made clear that the additional construction for “Naoe” Stone Levees executed by own working of domain retainers. The paper made clear the details of working recorded on the historical picture maps. And the results will complement the part of historical studies for river improvements in Japanese early modern.

**Key words:** “Naoe” stone levee, flood controlling equipment in Japanese early modern, selected civil engineering legacies by JSCE

### 要 約

直江石堤は平成20（2018）年度に土木学会選奨土木遺産に認定された。認定時の推薦根拠確認のために関連した史資料調査が行われ、その際、近世後期における維持管理を具体的に伝える絵図史料も把握することができた。同絵図には普請への藩士自らの参加が記されていることは既に既往論文などでも指摘されていたが、本論考はその内容の意義を河川技術史から検討したものである。また、本論考では絵図の記述を翻刻することにより普請担当区域や内容、建設経緯などの記録を明らかにした。その結果、これまでの治水史研究では言及されてこなかった、近世堤防の維持管理と作業労働力が住民のみではなく武士階級によっても行われていた実状を具体的に示すことができた。

キーワード：直江石堤、近世治水技術、土木学会選奨土木遺産

### 1. はじめに

直江石堤（別称：谷地河原堤防）は近世初頭から米沢（山形県）を拠点として領地支配を行った上杉家の家老・直江兼統（1560～1619）の指導の下で築堤され、米沢城下の東部を流れる赤川（最上川上流部）の洪水氾濫から城下を守るために設置された（写真-1は現況）。土木学会東北支部にて候補選考され土木学会本部により「直江兼統治水・利水施設群」として平成20（2018）年度土木学会選奨土木遺産に認定された。受賞理由は「直江兼統治水利水施設群は、近世初期の城下町米沢を形成する骨格となり、時代を超えて生活や歴史文化を支えている貴重な地域資産」というものである。

具体的施設と完成時期は以下の通りである。

谷地河原堤防（直江石堤）：慶長6（1601）年頃着手  
蛇堤（蛇土手）：慶長年間  
御入水堰：慶長年間  
猿尾堰：年不詳  
堀立川：慶長14（1609）年  
巴堰：堀立川完成以降  
室沢堰：年不詳  
帯刀堰：慶長18（1613）年

いずれも、直江兼統が慶長3（1598）年に米沢の城将となって以降、手掛けたものとされている。特に城下整備の本格化は慶長6年8月に藩主・上杉景勝を初め、上杉家臣団が米沢へ移封されてからである。上杉家における戦国時代から近世初頭までの領地の変遷は知られているところであるため、ここでは詳しくは述べないが、本論考で対象とした時期を理解する一助として触れておくと、豊臣秀吉の指示による慶長3年正月の上杉家の会津への国替え、そして慶長5年の関ヶ原合戦以降、徳川幕府による米沢への移

令和5年1月19日受理

\*日本大学工学部土木工学科

\*\*貞山・北山・東名運河研究会、東北土木遺産研究所、野蒜塾





写真－1 直江石堤（谷地河原堤防）（撮影：後藤光亀）

封とされる頃からの変遷となる。

直江石堤は米沢の東部を北流する松川を東に固定し、城下から遠ざけ、城下の形成と治水・利水に役立つものであった。写真－2は認定時に土木学会東北支部にて作成された直江兼統に関連した米沢における治水・利水施設を紹介したパンフレットの裏表紙である。作成編集は連名者の後藤光亀によるものであり、各施設や位置関係などが詳しくまとめられている。認定時に土木遺産を説明する情報が豊富なPRブックレットとなったものであり、史資料的価値も高い。認定時の活動記録、また事例としてここに掲載した。認定された各遺産の概要と位置関係は写真－2を参照されたい。写真－2で直江石堤は地図右下部から北流する赤川の左岸赤線部分で谷地河原堤防とある。また、その下流には蛇堤も示されている。

ここで直江石堤と谷地河原堤防との名称の関係を記しておく。直江石堤の名称は昭和53（1978）年に山形県が直江兼統の功績をたたえ命名したものであり（現地案内板より）、昭和61（1986）年に米沢市指定の史跡名ともなっている。江戸時代では谷地河原を冠し川除や土居を付した名称とされており、今日では谷地河原堤防と記されている。本稿では論考内容の時代や史料に合わせて両名を使用するが、いずれも同じ堤防であることに留意されたい。また谷地河原川除には蛇堤も含まれる。

直江石堤に関しては、これまで土木技術史からの詳細な研究は為されたことがなく、形状の変遷も明確には把握されてこなかった。今回の土木学会選奨土木遺産認定をきっかけに、現存する同石堤の普請内容を記録する文化期の絵図について翻刻を行い、その内容について検討を行った。その結果、従来の河川史研究で指摘されることがなかった、近世の堤防普請において労働力として武士が参加していることが明確に記録されていることが分かった。本論考はその翻刻と内容を詳しくまとめ、更に関連史料も加え、江戸時代の治水における労働階層の一側面を土木史研究において明示することを目的とした。

## 2. 既往研究に対する本論考の位置付け

### (1) 既往研究にみる直江兼統の治水

直江兼統の治水については既往の土木史研究において以下のように言及されてきた。

特に河川史研究における言及は小出博の『日本の河川』において次の指摘がみられる。

これは上杉家が越後を領地としていた時代のものであり、特に『白根郷治水史』を出典としている。内容は信濃川下流部の白根付近の治水に関する方策で、中之口川との分流の経過の説明において、

「信濃川に人工が加えられるのは上杉氏治世の末期で、天正10年（1582年）から慶長2年（1597年）まで（中略）現在の中ノ口川に向かわしめる新川の開さくが行われた。上杉氏の臣 直江山城守兼統の計画であると伝えられ、これを直江工事と呼び」

と紹介されているが、工事での労働者についての具体的な言及は為されていない<sup>1)</sup>。

また米沢での治水について小出は『日本の河川研究』にて次の様に説明している。

「置賜盆地の本格的な開発がすすむのは慶長6年（1601）関ヶ原戦の敗将上杉景勝が、多くの部下をひきいて会津120万石から30万石に減封されて米沢に入府して以降のことで、（中略）まず居城として米沢の城下作りとその整備に主力を注ぎ、武将としてまた河川開発技術者としてすでに信濃川ですぐれた開発を行なった直江山城守兼統がこれにあたり、松川を中心に猿尾堰、堀立川、御入水堰、蛇堤、谷地河原堤などの建設と開発をすすめる。」<sup>2)</sup>とあるが、ここでも具体的な普請労働者の言及は為されていない。

なお、小出の説明末にある米沢での直江兼統による用水開発については1960年に『水利科学』にて岡と阿部らが具体的な内容を論文発表している<sup>3)</sup>。

### (2) 既往研究にみる近世の利水治水にみる労働者

菊池利夫によれば「西日本より東日本の各地に鉞夫が新田用水路開鑿に活躍する（中略）近世中期以降のそれは専業土工夫の黒鋸であろう。土木普請の請負人の成立にともなって集団出稼する黒鋸が土木普請の盛んな地方に発生した」<sup>4)</sup>と新田開発に関連した用水路開鑿を主として言及が為されている。また『明治以前日本土木史』には工師黒鋸（土工師）を雇っての起工が記されている<sup>5)</sup>。

元禄時代頃（1688～1704年）からは町人による請負なども出現してくる<sup>6)</sup>。町人請負による新田開発として享保年間の紫雲寺湯（現、新潟県下越地方）の干拓が有名である。これは8代将軍・徳川吉宗により唱道された新田開発奨励の一環でもある。紫雲寺湯干拓は阿賀野川支川からの増水に対する治水策として設置された松ヶ崎放水路の破損による新潟湊の減水に結び付く。その時、阿賀野川河口部は、信濃川河口と合流していた。松ヶ崎放水路は阿賀野川河口部の手前で洪水を日本海へ分派するものであったが、その



平成20年度土木学会選奨土木遺産

なおえかねつぐちすいりすいしせつぐん

# 土木学会 直江兼統治水利水施設群

谷地河原堤防（通称：直江石堤）
蛇 堤（別称：蛇土手）
御入水堰

猿尾堰：堀立川・巴堰・室沢堰
帯刀堰（別名：西川堰、幹線堰部分：木場川）



**帯刀堰（たいとうざき）**  
帯刀堰の取水施設、鬼面川頭首工。標高約260mで取水、高低差約15mを約3kmで流下。  
帯刀堰は城下西側の館山地区と城下の用水。



**帯刀堰**  
直江兼統治の工事指導の石碑と竣工記念碑。竣工記念碑には選奨土木遺産の銘板が設置されている。



**帯刀堰（木場川）**  
奥面上流からの薪木が木場川へ流入し城下町へ運搬され、米沢の生活を昭和12年まで支えた。  
また、帯刀堰からの用水、御入水は、生活用水の他に、冬の雪捨て場や消防用水の役割も果たしたとされる。



**堀立川（ほったてがわ）**  
用水路は農家などへきめ細かく分水されている。これらの用水路群は現在も生活用水としても利用され、時代を超えて米沢の生活や歴史・文化を伺い知る貴重な地域資産となっている。



**堀立川**  
李山（すももやま）付近の堀立川。堀立川と分水された用水路の立体的な交差。李山付近は勾配が大きく流速が大きい。堀立川は生活用水として城下に引き入れるには水位が低すぎ、三の丸の掘割への用水とされた。



**主な交通アクセス**



東京→米沢	JR山形新幹線 約2時間15分
	高速バス（要予約） 約6時間35分
新潟→米沢	JR特急いなほ・米坂線 約3時間5分
山形→米沢	JR山形新幹線 約35分
福島→米沢	JR山形新幹線 約35分
仙台→米沢	JR山形線・奥羽本線 約2時間20分
	高速バス（予約不要） 約2時間10分



**御入水堰（おいらみずぎき）**  
御入水堰の現在の取水堰。御入水堰は灌漑と城内・城下用水に利用された。標高約320mで松川左岸から取水、用水路は扇状地の扇状部の高い位置を取りをし、高低差約70mを約5kmで流下。  
ここで堰とは、取水施設のみならず用水路群を含む。



**御入水堰**  
水温上昇のための温水池。用水路群は近世の用水路群のルートをよく残しており、扇状地の地形を巧みに利用した近世のまちづくりが伺える。



**御入水堰**  
水面上昇のための温水池。用水路群は近世の用水路群のルートをよく残しており、扇状地の地形を巧みに利用した近世のまちづくりが伺える。



**猿尾堰（さるおざき）**  
現在の取水堰（右側）。猿尾堰は堀立川の取水施設と水路で、堀立川と合流。堀立川は城下西部の外堀の役目も果たした。  
猿尾とは猿尾留工法に由来し、木材を菱形に組んだ中に葉で包んだ石を入れて堰を止める工法とされる。



**猿尾堰**  
旧取水堰（奥）。猿尾堰は標高約360mで松川左岸から取水、城下まで約8kmを高低差約110mで流下。  
現在も河床には巨石が多い。

発行：(社)土木学会東北支部  
〒980-0802 仙台市青葉区二丁目17-21 北四ビル  
TEL & FAX：022-222-8509 URL：http://www.jsce.or.jp/branch/tohoku/  
協賛：(社)東北経済連合会  
文・写真：後藤光亀 写真：保田真理

製作協力：米沢市・市立米沢図書館・米沢市上杉博物館・(株)ディアナクリエーション  
(株) バスコ・後藤浩佳  
参考資料：「米沢市史第2巻 近世編1」平成3年、「直江兼統治」改訂版 平成20年、「直江兼統治」平成21年  
「土木遺産シンポジウム in 置賜 報告集・資料集」平成20年  
無断転載禁止

写真-2 認定時作成パンフレット裏表紙  
((公社)土木学会東北支部転載許諾, 作編集:後藤光亀, 谷地河原堤防は図右下の赤線部分, 蛇堤も含む)



分水堰と放水路の崩壊により河口と化した。この減水により新潟湊は明治初頭の開港五港において着岸施設の未整備もあり10年ほどで脱落する。その一方で阿賀野川沿川の洪水疎通が良好となり、信濃川の大河津分水の唱道の切っ掛けともなった<sup>7)</sup>。それから約200年後の大正11(1922)年に通水する大河津分水の実現は、新潟港の近代化と連動したものであった。

阿賀野川分水の後、幕府が行った木曾三川の宝暦治水においては町人請負の利潤追求による弊害と、地元百姓の普請参加の方が自分達の防御として粗末にはならないことなどに関して検討した内容が史料に記されている<sup>8)</sup>。

また幕府法令においても商人請負を禁止する法令が度々出されている<sup>9)</sup>。

最近の研究成果として西山孝樹は近世初頭の水利普請における先導として僧侶と監督者としての奉行、そして人夫や石工などの関係事例を明らかにしている。この奉行は武士階級の立場にあり、人夫や石工は村人と遠近より集められたことを明らかにしている<sup>10)</sup>。

### (3) 既往研究にみる江戸時代における治水形態と経費負担

治水政策や経費負担の観点からは歴史学からの研究が進められてきた。その中でも特に大谷貞夫は近世の状況について工費負担や作業に対する報酬から近世の普請の種類を解明している。その内容は主に幕府領におけるもので、日常的な普請に、幕府が経費を負担する「定式普請」と、住民が、自発的に行う「自普請」があった。「自普請」は住民自らが材料、労働力を提供するものである。これらは毎年恒例として行われ、堤川除の補修や灌漑・排水を確保する用悪水路の土浚いが主であった<sup>11)</sup>。

また治水に関する幕府法令は、ほとんど群代や代官が管理した定式普請や自普請に対して出されたものであり、そこから日常の治水技術に対する指導を伺うことができる<sup>12)</sup>。

災害による臨時の復旧工事として幕府が経費の一部を補助する「公儀普請」、大名が経費のみ、または、監督指導も行う「大名手伝普請」などがあった。また、「国役普請」と呼ばれた経費補助の方法は、ある地域の川除普請で多額の経費が必要になったとき、資金を供出する地域をあらかじめ国単位で指定し、必要に応じて各指定地域での費用徴収が行われ普請へ回されるもので、享保年間以降、積極的に行われるようになった。

「公儀普請」、「大名手伝普請」、「国役普請」、「自普請」などは従来、治水四法とされ江戸時代における経費支出方法である治水仕法とされてきた。

この他、藩や寺社領などその他の私領における普請経費は基本的には各領主が負担しており、「領主普請」として区別されているが、その治水で具体的に実施された制度や技術、労働力などは土木史研究では未解明な部分が多い。

以上のように、江戸時代における治水工事(当時は川除普請と呼称)や維持管理における労働力や資材調達などは基本的に地域住民が受け持ち、災害時に急を要する、あるいは補助金が必要な場合、幕府や藩から補助を受けていた

ことが明らかにされてきた。また、大規模な工事の場合は、大名の手伝いが行われた。大谷の研究によれば、大名手伝普請は、当初、資金と現場監督まで担当するものであったが、江戸時代中期以降、資金援助のみが主流となったことがわかっている。前述した宝暦治水はこの転換期にあり、計画実施は幕府によったが、薩摩藩による大名手伝普請でもあり、現場監督に薩摩藩士が当り、日常の流況などの確認については地元の水行奉行・高木三家の協力を得た。そして作業労働力は現地住民によるものであった<sup>13)</sup>。

以上の史資料や研究成果にみられる通り、土木史における近世の河川維持管理の把握において、その労働力は基本的に住民が提供するもの、または請負業者などによるとの固定観念が存在していたように考えられるのである。

### (4) 史料にみる近世における日常の河川管理

近世における日常の河川管理(今日でいう水防活動など)がどのように行われていたのかを示す土木史研究の事例の蓄積は少ないが、一例として、戦国時代の武田信玄が釜無川に設けた信玄堤の維持のために上流の住民を移転させて村を作り(龍王河原宿村)、水防活動に当たらせている<sup>14)</sup>。

また、日頃の管理の例として青森県の十三湊へ流入する岩木川では河川維持についての方法を記す史料「岩木川心得之巻」[享和3(1803)年]<sup>15)</sup>が残されている。そこで、通常の河川管理の役割分担、河川の観察などを細かく知ることができる。内容は洪水時にどの地域の人々が、どのように対応するのか、誰に報告するのかなど、また、準備しておくもの(明キ俵・太縄・筵・垂木)について詳細にまとめられている。

また、江戸時代前期の史料『百姓伝記』坊水集<sup>16)</sup>では、洪水時における地域住民の対応方法や用意するもの、また、洪水時の対岸との駆け引きなど、興味深い内容を伝えている。

こうした日常管理を伝える農書や地方書などの近世史料においても労働力は武士階級側ではなく住民側が提供するものであるかのような表現で記されている<sup>17)</sup>。また普請歩掛りを記す地方書「地方凡例録」<sup>18)</sup>や享保年間から幕府が作成する川除普請定法書<sup>19)</sup>における労働者は「人足」という表現となっており労働提供者を特定することができない。

以上の様に、土木史の既往研究や近世史料において近世の河川管理における労働や費用の分担や負担は、江戸幕府の管理地を中心に、かなり明らかにされてきた。しかし、そこでは武士階級は実施監督側にあり、労働は住民(百姓の呼称が通例)や民間専門業者(請負との呼称が通例)などが提供するという構図までが明らかとなっていた。また直江兼続に関する論考でも、家臣による河川管理での労働参加は触れられなかった。この点を以降、可能な限り明らかとしたい。

### 3. 文化期の絵図にみる直江石堤

#### (1) 直江石堤を記録した絵図の概要と現状

米沢藩の記録によると、築堤後の直江石堤の修復や普請は寛永8（1631）年、寛永17（1640）年、寛政10（1798）年、文化9（1812）年、文政8（1825）年、文政12（1829）年が知られているとのことである<sup>20)</sup>。この内、詳細を記録した絵図には寛政10（1798）年の「東河原川除土手御手伝御絵図」（米沢市上杉博物館所蔵）（後出図-4）<sup>21)</sup>と文化9（1812）年の「谷地河原御手伝川除絵図」（市立米沢図書館所蔵、林泉文庫123、形態：卷子（軸無）縦80cm×横179cm）（後出図-5。右が北で下流方向）<sup>22)</sup>が現存している。いずれも直江石堤の維持普請を記録したものであるが、比較すると改修堤防や配置が同様と特定できるものではない<sup>23)</sup>。後者「谷地河原御手伝川除絵図」が、担当者や区域、規格に加えて、具体的な普請内容や状況説明などが詳しいことから、本論考ではその内容を翻刻し、検討することにした。

同絵図の翻刻については下平才次が「米沢の城下町と武家屋敷」（『米沢風土記 第3集』所収、米沢市、1976）にて簡単な翻刻がなされているが詳細ものとはなっていない（図-1）。なお米沢藩においては家臣たちの労働奉仕は「御手伝普請」と呼ばれた<sup>24)</sup>。

絵図と現状との整合を知る手掛かりとして平成4（1992）年度に米沢市によって石堤全体の測量調査が実施されている<sup>25)</sup>。この報告にて石積技法は年代により以下の分類が為された（図-2<sup>26)</sup>参照）。

- Aタイプ：加工しない自然の大小の石を積み上げた「野面石」。平面的に巨石を中央に設置し、周りに大形の石で亀甲形に配する特徴を持つ。江戸前期の初期段階の石積。
- Bタイプ：斜行に積むのが特徴。  
江戸中期～江戸後期の補修石積。
- Cタイプ：大き目の礫を左右交互に積むのが特徴。  
江戸後期～幕末頃の石積工法。現存の主流は明治～大正頃の補修。
- Dタイプ：人頭大の礫を交互に積むのが特徴。  
昭和10年頃～現代の石積工法と補修石積。

また、現存する約1.32kmの石堤（堤防）の概要と「谷地河原御手伝川除絵図」との位置関係は以下の通りとなっている（図-3<sup>27)</sup>参照）。

- Aブロック：区間長550m。幅18m～7m、高さ3m～2m。  
二段構築が基本形態であるが、近世後半以降の大半は無断構築。
- Bブロック：区間長330m。幅20m～4.5m、高さ2.7m～2.1m。  
石堤の中で最も当時の面影を残す。二つの橋付近は近世から現代に修復した石積工法。
- Cブロック：区間長320m。幅10m～3m、高さ1.5m～2.3m。  
近年の河川・市道改良工事で長さが半減し、現在の長さ320mに。石堤内部が砂利で、表面のみ礫で覆う、近世末期の石積工法で、無

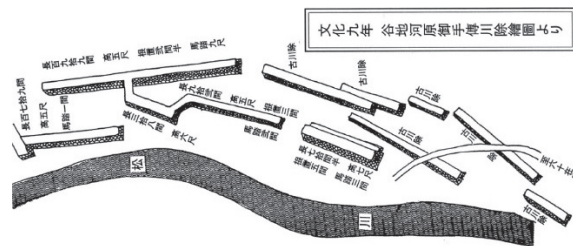


図-1 下平による翻刻

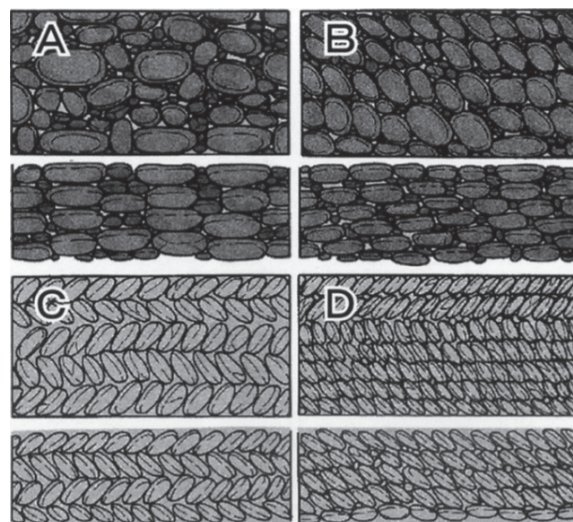


図-2 直江石堤にみられる石積の概念図  
（上は平面、下は側面を示しABは幅約2m）

#### 段構築。

- Dブロック：区間長130m。幅3.8m～7.8m、高さ1.5m。河原石を基底から横に並列して上部に積み上げるBタイプの野面石で、二段構築である。石積みの中では比較的初期の形態を残す。

以上が現状の石堤の状況である。図-3では比較的、築堤初期の状況が残っているB、Dブロックについて絵図と原位置の整合が確認されている。

#### (2) 史料にみる米沢藩家臣による直江石堤の普請

直江石堤の普請が米沢藩の家臣によって行われた年を3章冒頭に記したが、ここではその内容を示す史料を列記して変遷や経過をたどる。以下の史料で和暦に米沢藩主名が併記されている資料は上杉家歴代藩主の世紀である『上杉家御年譜』からの引用である。治政藩主を示すため筆者が併記した。

##### a) 江戸時代初期（絵図作成以前）の史料

直江石堤の築堤は初代米沢藩主・上杉景勝が慶長6（1601）年に米沢へ入府して以来、始まる。次の史料は、その後、最初の大きな修復普請を示すものであり家臣への下命が記録されている。

寛永8（1631）年5月 上杉定勝（2代藩主）



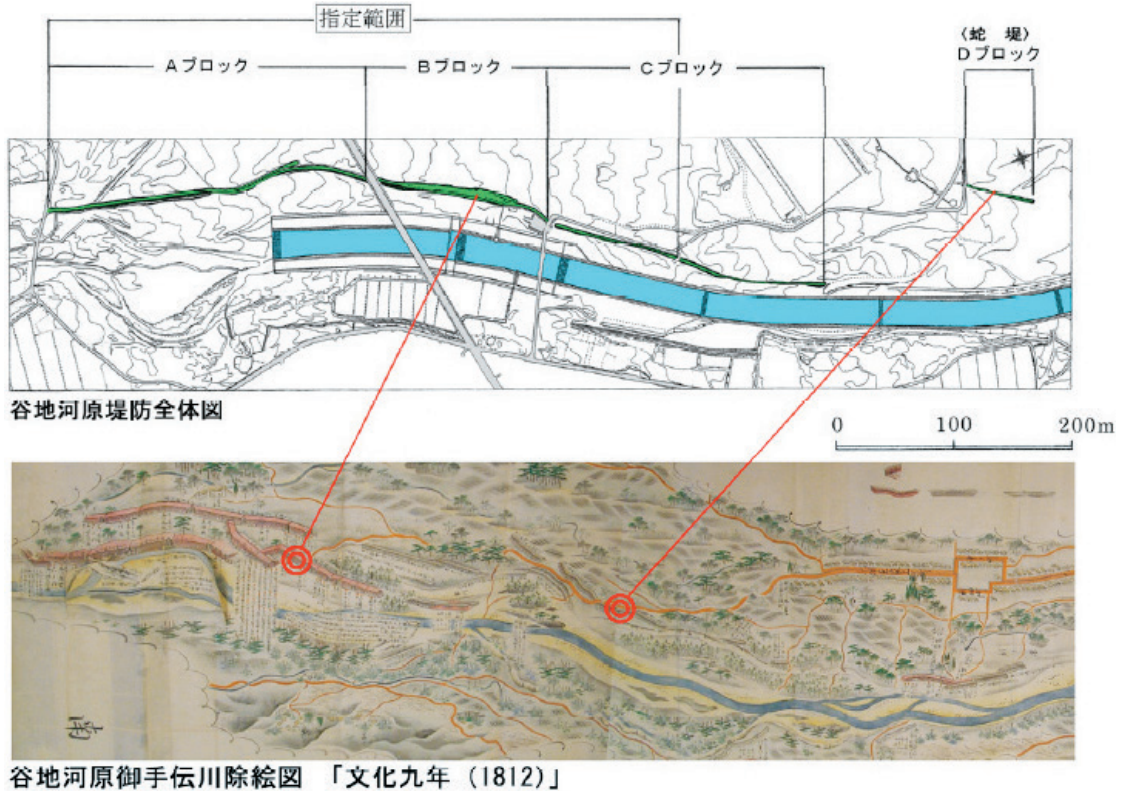


図-3 谷地河原堤防の絵図と現位置の比較

同二十三日 松川川除普請ヲ 七手ノ士兩御馬廻 并志駄組ニ命セラル 仍テ御使發知半右衛門政頼ヲ以テ 赤飯 珍醪等ヲ諸士に賜ル 各登城御礼ヲ述フ<sup>28)</sup>

この史料にある七手ノ士は米沢藩士の階級である侍組、両馬廻と志駄組は三手組に含まれるものであり、いずれも上士にある。詳しくは4章(2)にて後述する。

次の普請では家臣への御手伝普請の下命内容が詳しい。そこではまず、三ヶ条の掟を示して普請時の態度や他からの土石を搬入しないことなどが注意されている。その後、家臣ごと、川除普請組合の担当割りとして家臣名や職名、そして知行石高が記されている。

寛永17(1640)年8月 上杉定勝

同六日 去月十六日 今般米府城東松川ノ川除普請 諸士ニ命ラルニ付 同月廿五日ヨリ經始スヘキ旨命ヲ群士ニ傳ヘ 普請組合高割掟書等執事差出ス  
定

- 一 當川除御普請中誼諍口論堅停止之縦間々ニテ如何様之申分意趣遣恨有之共御普請中ハ堪忍尤ニ候自然相背者有之者急度可為曲事事
- 一 御普請奉行林三郎左衛門黒井四郎左衛門村越藤左衛門此三士万事差引次第何事モ可被仕候町場之善悪問合之長短違乱有之間敷事
- 一 或者石或者土以下他之町場ヨリムサト取候者有之ハトラへ候テ曲事ニ可申付事  
右條々堅可相守者也

寛永十七年七月廿五日

川除普請組合ノ輩ニハ一万九百八十石本庄出羽組十五人 一万三千三百七十石須田相模組十五人 八千四百九十六石色部長門組十四人也 三千四百三十三石ハ清野与市郎 吉江木工 栗林次郎左衛門三人組合也 一万二千五百六十一石御馬廻組也 一万二千二百六十三石五十騎組也 八千八百石与板組也 三千五百石使番也 二千九百石ハ大小姓御右筆御中之間平岡庄九郎 益田庄三郎一組合也 千石武田喜三郎 二千三百石石丸田圖書 楠川中務 富所三郎兵衛 齊木内蔵丞 西山刑部一組合也 二千三百五十石廣居出雲 同兵庫御作事衆 御納戸衆 御膳部方一組合也 四千二百六十石竹俣三河 松木内匠猪苗代七人共ニ一組合也 二千二十五石御守組 御手明組 御留守番 御納戸加番 段母衣組 楠川織部共ニ一組合也 千五十石御厩方九人也 五千四百八十四石近藤五郎左衛門 来次左近 町奉行并米澤代官在々知行持共ニ組合也 三千九十五石七斗信夫郡代代官在々知行持共ニ組合也 惣高合九万四千八百十石七斗也  
同十一日 去七日松川ノ普請成功スルニ付 執事言上ス 依テ諸士ノ疲労ヲ感セラル旨 米府ノ執事ニ告達ス<sup>29)</sup>

この史料からは百姓など家臣以外の人夫徴集数は不明であるが参考として、江戸時代初期に江戸幕府の要請によって米沢藩が動員された普請手伝では村高100石に1人の賦役を課することが一般的であったとのことである<sup>30)</sup>。この普請手伝は江戸城造築のほか米沢から離れた地域の普請であることから、最低割合として考えると総石高数の

九万四千八百十石は950人程度以上の人夫徴集は可能であったと考えられる。この史料にある川除普請組合の状況を今回、明らかにするに至らなかった。また米沢藩での「組」は家臣職名末に付されるものでもある<sup>31)</sup>。この組合の構成については今後の研究課題であり、その結果により米沢藩家臣による御手伝普請の労務状況がより明確になると考える。

#### b) 「東河原川除土手御手伝御絵図」作成時の史料（江戸時代後期）

次に寛政10年に行われる御手伝普請を記録した「東河原川除土手御手伝御絵図」時の史料をみよ。

まずは普請前年の洪水発生の状況が以下の年表史料に示されている。

寛政9（1797）年9月（『三重年表』より）

九月朔日六日大雨洪水ニテ流失稲上長井五千一東中郡六千七百三十東北条郷一万七千二百八十東下長井九千六百五十東都合三万八千六百六十九東四把流失其内所々ニテ拾上候分千六百五十六東五把尤隣村相對ヲ以テ返タル分ハ書出ノ外ナリ然処同月十八日其流失タケヲハ玄米ニツモリ村クリヲ以テ御ツクノイ御手下サル、由拾上タル者ハ人命第一ノ御國用ヲ危ニ臨テ拾得タル者トモニ付拾得タル分其者ノ所務タルヘキ由仰出サル委細ハ〔稲流失〕印一通ニアリ<sup>32)</sup>

この洪水被害は領内で広く稲の流失があったことと、その救済策が記録されている。

また、以下の史料により稲干対策としての植栽が下命されたことがわかる。

寛政9（1797）年9月9日 上杉治広（10代藩主）

同日 非常ノ洪水ニテ稲ヲ流スニ付 農官中へ令達アリ 随テ此末雨年稲干ノ備トシテ 道際川岸へハ榛ノ木ヲ植エヘキ旨命アリ<sup>33)</sup>

そして翌年3月10日からの東河原川除土手の御手伝普請が始まった。

寛政10（1798）年3月（『三重年表』より）

十日ヨリ東河原川除土手諸士御手傳御普請始リ廿六日ヨリ廿日ノ間延引四月十七日ヨリ始テ五月廿三日落成此川除土手長九百四十四間総人数一万五百八十八人内御手傳八千三十二人<sup>34)</sup>

堤防長944間（1,716.3m）、総人数10,588人で、その内、御手伝8,032人とある。

寛政10（1798）年5月 上杉治広

同二十三日松川防堤普請諸士御手伝ヲ以テ成就 御喜悅思召ノ旨中条至資列々へ執<sub>レ</sub>達<sub>ス</sub><sup>35)</sup>

この史料にて同年5月23日の成就が示されている。

#### c) 「谷地河原御手伝川除絵図」作成時の史料（江戸時代後期）

文化9年に行われた御手伝普請を記録する「谷地河原御手伝川除絵図」時の史料をみよ。

文化9（1812）年8月3日 上杉治広

同日 老中邸へ 米府去月八日九日両日大雨洪水ニ付御城下並ニ郷村水難ノ御届書差出サル<sup>36)</sup>

文化9（1812）年9月6日 上杉治広

同日 於<sub>二</sub>米府<sub>一</sub>去月二十二日 此度洪水<sub>七月中</sub>川々損所御普請ニ付 御中ノ間年寄御使番始々々へ御用掛命セラル 随テ侍組中三手中ヨリ御手伝申出ニ付 御満悦ニ被<sub>レ</sub>思召<sub>一</sub>旨令達アリ<sup>37)</sup>

両史料により7月8、9日の大雨により洪水が発生し、破損所の普請の担当となる指示が御中ノ間年寄、御使番らにあった。その後、侍組と三手などの家臣から御手伝の申し出があり藩主・上杉治広が満悦して実施の令達があった。

この普請の完成時に、前藩主・上杉治憲（鷹山）が現地にて出精家臣達を以下の様に慰労している。

『鷹山公偉蹟録』<sup>38)</sup>

#### 石堤上覧の事

文化九年 治廣公御在府 七月中に晝夜の大雨にて、水溢れ谷地川原の水防堤破壊しければ、書士を始め町在より申立て、同月廿八日より御手傳ふしんを始む。季秋に至つて漸く成功の旨聞かせられ上覧として九月廿八日右場所へ入らせらる。御小姓頭御案内仕りに、公孰れも手にて積みたるを、足にて踏むはいかにしても慮外なりと宣ひ、御手を挙げ戴き給ひ而して後登らせられき。さて隅々まで御懇に御覧ぜられ終つて諸居たる作事掛りの役人へ、御勞ひの御懇詞を下され又御手傳の者へ盡く御目通にて御酒を賜はりけり。

この史料により御手伝普請は家臣や町民からの申出により7月28日から開始され秋に完成し、9月28日に上杉鷹山の現地慰労があったことが記されている。鷹山は手で積まれた石を足で踏むことは無礼であるとして、手で拜んだ後、石堤に上り、隅々まで御覧になった。その後、諸役人に親しく言葉を掛けられ、御手伝の者全員が酒を賜ったとある。

その翌年には10代藩主の現地慰労もあったことが以下の史料よりわかる。

文化10（1813）年4月 上杉治広

十六日 谷地河原へ入セラレ 去年中諸組御手伝築立ノ場所御巡覧アリ 御用掛ノ面々御小屋へ召出サレ御詞成下サル 役所役人以下ハ 御前ニ於テ御小姓頭御勞ノ御詞ヲ伝フ 且同所ニ於テ各へ御酒成下サル 御帰途中先

年蒲谷地御手伝ノ場所上覽アリ<sup>39)</sup>

以上から、この時、旧と現の藩主が現地慰労を行っていることから、上杉鷹山は天明5（1785）年に隠居の身となりながらも10代藩主が参勤交代による江戸詰め中の留守居役としても活動していたことがわかる。

#### d) 絵図以後の普請史料（江戸時代後期）

2つの絵図が作成されて以降の御手伝普請の記録として以下の2つの時期の史料がある。

一つ目は文政7年8月2日の洪水による破損について御手伝普請が命ぜられている。また翌年5月24日に藩主・上杉齊定の現地慰労があった。

文政7（1824）年8月 上杉齊定（11代藩主）

十六日 米府ニ於テ 去ル二日先達テノ洪水ニ付損所御手伝ノ儀 諸士申立ニ付 谷地河原川除志次第御手伝上ヘキ旨仰出サル<sup>40)</sup>

同日（=26日）御小姓頭本間舎人高季へ 谷地河原御手伝ノ面々御勞ノタメ御差下シニ付 近々発足致スヘキ旨命アリ<sup>41)</sup>

文政8（1825）年5月 上杉齊定

二十四日 去秋非常ノ洪水ニテ 谷地川原処々損所有レ之 御普請御家中ノ面々御手伝成就 此度御下国ニ付御巡覽 同所小屋へ入セラレ奉行 中老 掛ノ御中之間年寄 其外掛ノ者召出サレ御意被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub> 御前御酒且御通被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub><sup>42)</sup>

もう一つの史料として文政12年のものがある。

文政十二年九月五日、谷地川原御手伝之命令<sup>43)</sup>

諸組

頭々

右<sub>者</sub>先達<sub>而</sub>両度之洪水<sub>ニ</sub>而 谷地川原及<sub>ニ</sub>大破<sub>ニ</sub>、加<sub>レ</sub>之東川原李山随<sub>而</sub>羽黒川之損所取合候<sub>而</sub>、凡五万人程之杣高<sub>ニ</sub>候処、若干之多人数御雇のみを以は人夫可<sub>レ</sub>相揃<sub>レ</sub>様無<sub>レ</sub>之、又近郷高割等を以出人足申付候<sub>而</sub>、時節柄秋収<sub>ハ</sub>差障候儀、去<sub>ハ</sub>、迎明春まで可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>捨置<sub>レ</sub>様無<sub>レ</sub>之急破<sub>ニ</sub>候 依<sub>レ</sub>之谷地川原之儀、先年<sub>ハ</sub>御手伝有<sub>レ</sub>之続此度も御家中一統<sub>ニ</sub>同所東西側御普請御手伝御頼被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>、候 身分<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>応事毎度被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候儀甚御氣之毒<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候得共、進退御窮、無<sub>レ</sub>御抛<sub>レ</sub>御頼被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候条、此旨組中支配下<sub>ニ</sub>も宜被<sub>レ</sub>申達<sub>レ</sub>候

但、若手之面々、強力<sub>ニ</sub>任せ大石等手懸、若怪我等有<sub>レ</sub>之候<sub>而</sub>、君慮を被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>痛候筋二付、此段予可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>示置<sub>レ</sub>候

一、右御手伝<sub>ニ</sub>付、御用掛御普請方被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>出勤<sub>ニ</sub>付<sub>而</sub>御手伝日割人数積之儀、右御用懸引合有<sub>レ</sub>之筈<sub>ニ</sub>候間、其旨可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相心得<sub>ニ</sub>、着到場<sub>ニ</sub>届等之儀都<sub>而</sub>前々之振合<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>

被<sub>レ</sub>相違<sub>ニ</sub>候 且又大雨之節、御手伝延引之筈<sub>ニ</sub>候  
九月

ノ

以上の史料から、この時の御手伝普請は秋の収穫時のため近郷への石高割による人足徴集は差し障りがあるが、翌年春まで破損を放置しておけないので以前からのように御手伝により家臣団で東西側の御手伝普請を頼むとして仰せ付けられた。また身分に関わらず気の毒に思われるが組配下の者へも伝えられたい。なお、若手で力任せに大石などを扱い怪我をすることを藩主が心配されていることなので予め留意するよう但し書きされている。そして普請への出勤と日割人数、現場担当、雨天延期などについて記されている。

完成後、藩主の現地慰労が行われている。

文政12（1829）年10月17日 上杉齊定

同日 去ル八月ノ洪水ニテ谷地河原水防破損ニ依テ 御家中へ御手伝御頼被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>ノ処 此度成就ニ付入セラレ 御普請場御巡覽 常慶院へ入セラレ御用掛ノ面々へ御意被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub><sup>44)</sup>

この史料から8月に発生した洪水被害により、9月に御手伝普請が命じられ10月までに成就したことがわかる。

#### (3) 絵図にみる米沢藩家臣による直江石堤の普請

ではここから、両絵図の内容を詳しくみていくこととする。

藩士による普請への参加を記録した寛政10（1798）年の「東河原川除土手御手伝御絵図」には以下の記述が見られる（図-4中の左上。天地逆）。

土手通間数

一、百八拾間	福田裏ヨリ笹土手迄
	五ヶ三御普請
一、三百五拾七間	福田笹土手より
	今町古土手迄
一、三拾八間	今町河原東小土手
一、貳拾六間	同 西小土手
一、貳百八拾間	今町より割出町
	笹土手迄
	合八百九間
一、壹万五千八拾三人	捲武頭
	八千三拾貳人 御手傳
	内
	貳千五百五拾六人御雇人足

ノ

各区間の延長を合計すると881間（1.6km）であるが合計は809間（1.47km）となっている。また、この普請での延べ動員数は、米沢藩士による御手伝普請で8,032人、雇



人足が2,556人で、合計10,583人となるが、合計の記載は15,083人とある。絵図の合計に「五千」とあるのは「五百」の誤記かもしれない。このように、数値の精度に問題がみられる絵図として注意が必要である。また、3章(2)b)に記した『三重年表』による寛政10(1798)年3月の史料の数値とも多少の違いがみられるが総人数10,588人で誤記の様相、御手伝人数は8,032人として同じである(堤防長は944間で若干異なる)。

文化9(1812)年の「谷地河原御手伝川除絵図」(図-5)には、各区間の普請担当割と堤防規格(高さ、数幅、天端幅、延長など)が記されている。詳細は図-5の拡大図-1~4にみることができる。図中「●(朱色)」に併記が普請担当の職名である。特に拡大図-1右下の複数列記からして、かなりの家臣団が参加していると言っても過言ではないと考えられる。赤色で彩色された部分がこの普請対象となった堤防部分である。灰色は従来からある堤防で「古川除」とあり、延長、高さ、幅などが記載されている。拡大図-2と3の間にも「古川除」が描かれているが家臣団の担当割当はみられない。文化9年の御手伝普請は7月9日(新暦:8月15日)の洪水にて決壊し、その改修工事で

あった。藩士の延べ動員数は約12,000人で、9月26日(新暦:10月30日)に完成し、28日には元九代藩主・上杉治憲〔鷹山, 61歳の年。天明5(1785)年に家督を譲り隠居〕の視察があったとのことは前出史料<sup>38)</sup>に示した<sup>45)</sup>。

拡大図-1は左下に文化8(1811)年実施の普請の説明があり、後年作の絵図として適合している。

また、その中央下部には以下の内容が記されている。現代語訳して記す。

紙が貼られている場所は、川除普請の完成後、流れが良くないため、追加の普請で黒線部分に掘替えられた。延長30間(54.5m)、幅3間(5.4m)。その下流は古川跡のため掘替にはならなかった。

拡大図-2の下部にある記述では以下の内容が見られる。

直江山城守の時代に、城下と在家に水難の危険があり、ここより少し上流に治水施設を置いた。その後、明和年間(1764~1772年)に、東の郷の川除際にある石の撤去が願い出されたが、六十在家の判断で実施しないこ

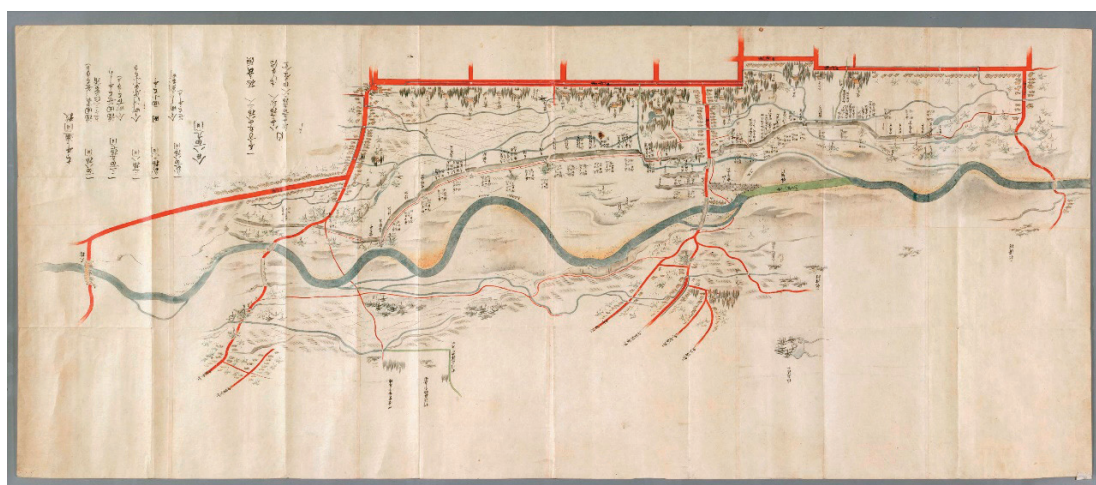


図-4 「東河原川除土手御手伝御絵図」寛政10(1798)年(米沢市上杉博物館所蔵)



図-5 「谷地河原御手伝川除絵図」文化9(1812)年(市立米沢図書館所蔵)(図-4, 5 撮影: 後藤光亀)













拡大図-4

とになったことを申し伝えた。もし六十在家へ洪水が押入った場合、すぐに普請が実施されることの証文を東の郷へ渡した。そして、安永2(1773)年に普請が実施され、翌年9月17日(新暦:11月1日)、藩主の視察があった時、榎本半平が、この石の上で、ラツカ舞を舞ったとのことである。

このように、9代藩主となって6年目の上杉鷹山による視察と、直江兼統の時代からの経緯も記されている。また安永2年の普請については参考文献<sup>20)</sup>では列記されていないことから、本論考にて初出の史実の可能性がある。参考文献<sup>24)</sup>では同年が大凶作であり上杉鷹山の改革時期として言及がある。よって水害復旧よりは上杉鷹山による救済事業であった可能性も考えられる。特に両絵図が作成され、残された時期は上杉鷹山の政策が影響していた時代であった。

上杉治憲(鷹山)は明和4(1767)年に9代藩主となっている。この在任中、最上川の支川で米沢藩の管理下にあった野川において明和8(1771)年、幕府への出願による平山の締切堤防が築堤された。この時の費用負担は、羽越二国の国役によるものであった<sup>46)</sup>。この締切堤防は宝暦7(1757)年の洪水後に幕府の援助も受けて既存の流路を締切するために築堤された。また文久2(1862)年の平山村古地図では締切堤防において大公儀普請築堤(幕府工事)と、公儀普請築堤(藩工事)との記載内容がみられ、大公儀、公儀の別に名の区別があったことを知る事が出来る<sup>47)</sup>。

#### 4. 「谷地河原御手伝川除絵図」が伝える内容の検討

##### (1) 絵図にみる直江石堤の技術的側面

絵図を一見すると石材による霞堤の様にも見える。確かに拡大図-3では、複数の堤が不連続に平行している。しかし拡大図-1と2を見ると平行しつつも、上端で繋がり、霞堤特有の開放すべき箇所が閉じている部分もある。これら堤防の機能の理解には、連続する堤防断面の特に高さを中心に位置関係を比較する必要がある。この部分と現在の位置との適合が図-2で示されているが、絵図の堤防形状が残存するのは部分的であることが分かる。図-2の等高線の間隔と斜面の傾斜方向からして扇状地的地形での霞堤的形状にあったことが推察できる。

また、拡大図-4にある3カ所の護岸となっている最下部(上流側であるが)の水制は枠出して、武田玄直以来の甲州流治水技術の系譜にある。拡大図-4の真中の三角出しは、近世の阿賀野川にも用いられていたものと類似している<sup>49)</sup>。これは越後時代の上杉家の技術に関係があることも想定し得る。この様に、今回の絵図判読により、戦国期からの上杉、武田、両家の関係に影響された治水技術を進めることができる可能性があることがわかった。この事実関係や技術系譜については今後、明らかにしたい。

なお、米沢における上杉家家臣の入植や開墾も含め、米沢城下町の開発については、城下町絵図を中心とした歴史地理学からも研究が進められてきた。更に1970年代には矢守一彦が城下町絵図の書誌学的検討を提唱し(〈ノート〉「米沢城下絵図について:地図史的考察の試み」,『史林』第56巻第2号,史学研究会),城下町絵図の史料批判を経ての研究利用が進んだとのことである。こうした研究系譜において渡辺理絵によって米沢の城下町絵図から家臣団の居住環境の解明が進められている<sup>50)</sup>。これらと本研究で明らかとなった直江石堤への家臣団の関与を結び付けることにより、居住地や耕地などの地理的關係を総合的に論考できる可能性があることも付言しておきたい。

##### (2) 記載された築堤規模と家臣団の役職

「谷地河原御手伝川除絵図」に記載された家臣団の担当区間ごとの役職名と築堤規模を表-1にまとめた。また、役職名の階級内容を表-2にまとめた。

表-1から築堤規模は高さ4~6尺の範囲で5尺の区間が多い。敷幅は1間から3間の範囲にある。一つの区間で5尺とあるが馬踏(天端)幅が3間のため5間の誤記とも考えられる。馬踏(天端)幅は5尺から3間の範囲にある。これにより法面勾配を計算すると0.6割,0.5割,0割などがみられ、急勾配であることが分かる。川除普請技術を掲載する江戸時代の地方書では、石堤の法勾配について江戸中期の享保年間頃までは1割勾配以上の緩勾配が推奨されているのに対して、享保年間(1716~1736年)以降は1割から0.5割の急勾配が推奨されている<sup>51)</sup>。表-1の築堤規模は、時期的にも数値的にも、地方書の記載と合致しており、その実例が示されたといえる。

表－1 「谷地河原御手伝川除絵図」〔文化9（1812）年〕にみる築堤規模と米沢藩家臣役職名

【石堤】

図中位置	区間長 (間)	高さ	根置 (数幅)	馬踏 (天端)	担当区間ごとに記載された 家臣役職名	役職名 翻刻記載 拡大図
図左上	16	5尺	2間半	9尺	●御小納戸●猪苗代●年寄猪苗代●御細工組●同心 ●江戸御家老附御同心●御弓●段母衣●百挺	1と2
	40	5尺	2間半	9尺	●与板	1.1
	40	5尺	2間半	9尺	●五拾騎	1.1
	44	5尺	2間半	9尺	●御馬廻	1.1
	39	5尺	2間半	9尺	●高家衆●侍組	1.1
延長計	20	5尺	2間半	9尺	●御近習●大小姓●御仲之間通	1.1
延長計	199	勾配	0.6割			
図左上 から 斜め右下	38	6尺	5尺 (ママ)	3間	●侍組●御使番●諸役頭●御勘定頭支配共二 ●御代官支配●外様法躰●御役所差紙役御物書留書共二 ●御領所代官●外様外料●東御住居所御役方 ●北御住居所御役方●藝者組●御城代支配●捕手 ●御役所支配●諸下役●御作事屋支配●御留守番 ●御鷹匠●外張番●御弓●伏鼻●三十挺継●丸太組支配共二 ●御小道具●三手御足輕●角之御蔵支配●御兵具組 ●町奉行支配●町醫師●柳町検断	1.1
延長計	38	勾配	不明			
斜め右下 から右	9	5尺	3間	2間	同上（力？一知野）	1.1
	11	5尺	3間	2間	●新御手明●御臺所組●御臺所支配	2
	11	5尺	3間	2間	●本御手明	2
	6	5尺	3間	2間	●御砲（力？一知野）	2
	19	5尺	3間	2間	●組付御扶持方●御臺所支配●御厩支配	2
	30	5尺	3間	2間	●組外御扶持方	1.1
延長計	6	5尺	3間	2間	●御小納戸●御細工組	1.1
延長計	92	勾配	0.6割			
図左下	13	5尺	1間	記載なし	●學館	1.2
	37.5	5尺	1間	記載なし	●与板	1.2
	欠(39.5カ-知野)	5尺	1間	記載なし	●五十騎	1.2
	41	5尺	1間	記載なし	●御馬廻	1.2
	15	5尺	1間	記載なし	●高家衆●侍組	1.2
	33	5尺	1間	記載なし	●御近習●大小姓●御仲之間通	1.2
延長計	179	勾配	不明			
図中央	26	4尺	1間	1間	●与板	3
		勾配	1割			
	20	4尺	9尺	5尺	●五十騎	3
	42	4尺	9尺	5尺	●侍組	3
延長計	19	4尺	9尺	5尺	●御近習●大小姓●御仲之間	3
延長計	107	勾配	0.5割			
総延長	615					

【水制】

図中位置	形状	高さ	長辺長	短辺長	家臣役職名	拡大図
図右上部 (下流側)	(三角 or 長方形)	8尺	12間	5間	●侍組●御仲之間●新御手明	4
図右中部	(三角形)	5尺	10間	10間	●御近習●御仲之間通●御代官所元ノ下役共●刳上役●御掃除	4
図右下部 (上流側)	(長方形)	5尺	14間	3間	●御馬廻	4

表一 2 「谷地河原御手伝川除絵図」に記載された米沢藩家臣役職名の階級内容

大別	家臣役職名 〔( )は知野加筆〕	担当 個所数	階級内容
侍組	●高家衆	2	侍組の上位で、主に上杉家一族が占め、諸役免除であった
	●侍組	5	
三手組	●御馬廻(組)	3	直江兼統の直参衆
	●五拾騎(組)	3	
	●与板(組)	3	
侍組および三手組から格式に従って任命	●御近習(衆)	4	
	●御仲之間(衆)	2	
	●御仲之間通(御仲之間と同じか不明)	3	
侍組、三手組に準ずる米沢藩家臣団の上士	●大小姓(組)	3	寛文3年以降、侍組の子息のみから選出(以前は三手組からも選出)
	●外様法鉢	1	
	●御小納戸	2	
	●御厩支配	1	
三扶持方組	●猪苗代(組)	1	米沢藩家臣団の中士の中核をなすもの。慶長3年の会津国替えから越後譜代および信州侍の内俸禄の少ないものを猪苗代におく。
	●御勘定頭支配	1	
	●御代官支配	1	
	●御役所支配	1	
	●組外御扶持方	1	
	●組付御扶持方	1	
三扶持方組に準ずる組	●本御手明(組)	1	米沢藩家臣団の中士の中核をなすもの。正室の御守役、中小姓、勘定頭、台所頭、作事屋頭、二の丸御殿将、新手明頭、御細工頭、役所役、祐筆、浜役等に任命
	●新御手明(組)	2	
	●段母衣(組)	1	
	●百挺(鉄砲組)	1	
	●御砲(力?一知野)(組)	1	
	●御弓(組)	2	
	●伏鼻(伏鼻組?)	1	
	●藝者組(能楽師)	1	
	●御臺所支配	2	
具体的な階級は不明	●御臺所組	1	米沢藩家臣団の中士の中核をなすもの。由緒不明、米沢移封後の編成と考えられている。駒調役、差紙役、御城代役、兵具役、青葙蔵役、上米御蔵役、蠟燭役、作事屋元締、諸番所役などの役人に任命
	●御細工組	2	
	【以下のすべて、担当個所数1】		
	●年寄猪苗代●同心●江戸御家老附御同心 ●御使番●諸役頭●御役所差紙役御物書留書共二●御領所代官●外様外料●東御住居所御役方 ●北御住居所御役方●御城代支配●捕手●諸下役●御作事屋支配●御留守番●御鷹匠●外張番●三十挺継●丸太組支配共二 ●御小道具●三手御足輕●角之御蔵支配●御兵具組●町奉行支配●町醫師●柳町検断 ●學館(「興讓館」関係者と考えられる一知野) ●御代官所元々下役共●柵上役●御掃除		

(備考：役職名は表一より抽出し、階級内容は『米沢市史』第2巻 近世編1, pp.123~133<sup>48)</sup>の内容から引用して知野作成)

また高さは1間以下にあり、石堤ではあるが享保年間以降から高堤防化が進んだという吉田の説<sup>52)</sup>の裏付けとなる状況にはない。

表一1にみられる家臣団役職名を抽出し、階級内容とともに表一2にまとめた。米沢藩家臣の役職は大きく三つに分類され、侍組、三手組が上士にあり、三扶持方組が中士にあった。三扶持方組に準ずる組は下級家臣にあった。侍組の中でも高家衆が上位にあった。侍組や三手組は藩主・上杉景勝や直江兼統らの直参が多く、越後時代に役職についた家系が多い。

表一2最下段の具体的な階級が不明な役職名も多くあるが、三手組など上士の職から任命される役職(御使番、御

小道具、町奉行)に関連した役職名や、中士の三扶持方から任命される役職(代官、御城代役、兵具役、御作事屋元締)、下級家臣の三扶持方に準ずる組から任命される役職(御留守番組、御鷹師)などがみられる。

以上の様に、「谷地河原御手伝川除絵図」には、高家衆という米沢藩で最上位の武士階級から下級家臣までの役職名が記されている。これにより家臣団の階級の上下にかかわらず担当割られ普請に参加したことが明確となった。

## 5. 結 語

従来の河川技術史における近世の河川維持管理の把握で



は、管理監督側に武士階級があり、労働者側に農民がいた様に理解される傾向にあった。しかしながら米沢藩においては普請労働にも家臣団が参加している事実があった。本論考ではそれを示す直江石堤における普請を記録する絵図を解説し、その内容にみられる米沢藩家臣自らによる普請参加を明示した。米沢藩士による普請は御手伝普請と呼ばれ、江戸初頭の直江石堤の完成後の洪水破損の復旧において数回、実施された。

江戸時代初頭の寛永年間の普請を記録する史料からは、藩士と共に知行国高割で領民の参加もあった様に考えられる。また、江戸時代後期の寛政10（1813）年の絵図「東河原川除土手御手伝御絵図」では御手伝が8,000人、雇人足が2,500人程であり、家臣以外の参加が見受けられる。また、文政12（1829）年の御手伝普請の史料からは、収穫時期のため農民参加は支障ありとして家臣団による御手伝普請が要請された。

文化9（1812）年の御手伝普請を記録した絵図「谷地河原御手伝川除絵図」では割当てられた家臣職名と担当区域が具体的に記されていた。その職名を整理した結果、御手伝普請に参加した家臣は階級の上下に関わらず、また種々の役職に割当られたことを詳細に把握することができた。ここまでの整理は従来為されておらず、今後の研究発展の一助となれば幸いである。しかしながら、寛永17（1813）年の史料にある「川除普請組合」の考察で記した通り、御手伝普請における家臣団以外の農民などの参加状況について本稿では明確にするまでに至らなかった。この点については今後の研究課題としたい。更に直江石堤を中心に米沢藩における治水の変遷を明らかにしたいと考えている。

直江石堤の現況は写真-1に示したが、丸石が多数重なり長く連なっている。参考文献『直江石堤谷地河原堤防測量調査報告書』で図-2のAタイプでは1m前後の巨石が用いられていると報告している。今日の重機を駆使すれば築堤は容易なように見えるが、近世が人力のみに頼らざるを得ない時代と考えると、その重労働は想像を超えるものかもしれない。11代藩主・斉定公も若手家臣の怪我を心配していた。

こうした労苦により維持され残り続けた直江石堤、谷地河原堤防は勿論、治水施設であったが、江戸時代268年の間、米沢藩の人々の心を束ね、また心の支えとなったモニュメントでもあったといえよう。

## 参考文献

- 1) 小出博：『日本の河川 - 自然史と社会史 -』, p.147, 東京大学出版会, 1970.
- 2) 小出博：『日本の河川研究 - 地域性と個性』, p.108, 東京大学出版会, 1972.
- 3) 岡博, 阿部善雄：「直江兼続と用水事業」, 『水利科学』第4巻第1号, pp.137-145, (一社)日本治山治水協会, 1960.
- 4) 菊池利夫：『新田開発 改定増補版』, pp.103-105, 古今書院, 1977.
- 5) 土木学会：『明治以前日本土木史』, p.617, 岩波書店, 1936.
- 6) 西田真樹：「川除と国役普請」(『講座・日本技術の社会史 第六巻 土木』所収), pp.228-260, 日本評論社, 1984.
- 7) 知野泰明, 大熊孝：「新潟平野における治水技術の変遷に関する研究」, 土木学会論文集No.440/IV-16, pp.135-144, 1992.
- 8) 伊藤信：『宝暦治水と薩摩藩士』, p.83, 鶴書房, 1943.
- 9) 請負禁止を告げる御触書には次のようなものがある。正徳三巳（1713）年四月の條々(『御觸書寛保集成』1314, 同1337), 寛保二戌（1742）年十月『御觸書寛保集成』1420, 天明七未（1787）年十二月『御觸書天明集成』2509, 寛政三亥（1791）年十二月『御觸書天保集成』6228, 文政四巳（1821）年十一月六日『御觸書天保集成』4666, 文政五午（1822）年十二月廿二日（廿五日觸）『牧民金鑑』, 文政十一子（1828）年十一月『牧民金鑑』, 天保七申（1836）年十一月『牧民金鑑』。
- 10) 西山孝樹, 知野泰明：「応其上人に関する研究」, 土木史研究講演集Vol.28, pp.111-117, 土木学会, 2008.
- 11) 大谷貞夫：『近世日本治水史の研究』, pp.51-84, 雄山閣, 1986.
- 12) 知野泰明：「徳川幕府法令と近世治水史料における治水技術に関する研究」, 土木史研究Vol.11, pp.49-60, 土木学会, 1991.
- 13) 知野泰明, 大熊孝：「木曾三川宝暦治水史料にみる「見試し」施工に関する研究」, 土木史研究Vol.22, pp.49-60, 土木学会, 2002.
- 14) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会／編：『角川日本地名大辞典 19』「竜王河原宿」の項, 角川書店, p.846, 1984.
- 15) 「岩木川心得之巻」, 享和3（1803）年, 弘前市立図書館所蔵.
- 16) 著者不明：(古島敏雄校注)『百姓伝記』上巻, 岩波文庫, 1977.
- 17) 知野泰明：「近世文書にみる治水・利水技術」, (大熊孝ほか『川を制した近代技術』所収), 平凡社, pp.120-142, 1994.
- 18) 大石久敬：『地方凡例録』, 寛政6（1794）年, (大石慎三郎校訂：『地方凡例録』下巻(翻刻本), 東京堂出版, 1995.)
- 19) 川除普請定法書は書写本が複数残っており前掲17)にてその所在リストと共に治水に関する近世文書を詳しく解説している。
- 20) 米沢市教育委員会：『直江石堤谷地河原堤防測量調査報告書』, p.1, 1994.
- 21) 「東河原川除土手御手伝御絵図」, 寛政10（1798）年, 米沢市上杉博物館所蔵.
- 22) 「谷地河原御手伝川除絵図」, 文化9（1812）年, 市立米沢図書館所蔵, 林泉文庫123, 形態：卷子(軸無)縦80cm×横179cm).
- 23) 前掲20)：『直江石堤谷地河原堤防測量調査報告書』, p.10.
- 24) 角屋由美子：「上杉鷹山とリスク管理」, 『安全工学』51巻4号, 安全工学会, p.208, 2012.
- 25) 前掲20)に調査結果が具体的にまとめられているが、石堤全体的に関連付けられた説明は次掲26)の手塚氏(当時：米沢教育委員会 教育管理課 文化課)の資料が詳しい。本論文では測量調査結果と図について引用させて戴いた。
- 26) 手塚孝：「谷地河原堤防「直江石堤」」(『土木遺産シンポジウム2008 in 置賜』実行委員会『土木遺産シンポジウム2008 in 置賜 - 直江兼続の遺産と栗子峠の歴史を訪ねて - 資料集』, p.10, 2008.)
- 27) 同前26)：『同上 資料集』 p.11.
- 28) 『上杉家御年譜 四 定勝公』, 米沢温故会, p.297, 1977.
- 29) 同前28)：『御年譜 四』, pp.559-560.
- 30) 米沢市史編さん委員会編：『米沢市史』第2巻 近世編 1, p.580, 1991.

- 31) 同前30) : 『米沢市史』第2巻 近世編1, p.123.
- 32) 『三重年表』(山形県編纂発行 : 『山形縣史 資料篇三 新編鶴城叢書上』, p.192, 1960.)
- 33) 『上杉家御年譜 十一 治広公(1)』, 米沢温故会, p.574, 1980.
- 34) 前掲32) : 『三重年表』, p.194.
- 35) 『上杉家御年譜 十二 治広公(2)』, 米沢温故会, p.23, 1980.
- 36) 同前35) : 『上杉家御年譜 十二』, p.405.
- 37) 同前35) : 『上杉家御年譜 十二』, p.409.
- 38) 甘糟繼成 : 『鷹山公偉蹟録』, 文久2 (1862) 年叙, (『鷹山公偉蹟録』(翻刻本), 鷹山公偉蹟録刊行會, p.654, 1934.)
- 39) 前掲35) : 『上杉家御年譜 十二』, p.426.
- 40) 『上杉家御年譜 十四 斉定公(2)』, 米沢温故会, p.63, 1981.
- 41) 同前40) : 『上杉家御年譜 十四』, p.64.
- 42) 同前40) : 『上杉家御年譜 十四』, p.88.
- 43) 米沢市史編さん委員会編集・発行 : 『米沢市史編集資料 第19号 御代々御式目(六)』, pp.60-61, 1987.
- 44) 前掲40) : 『上杉家御年譜 十四』, p.230.
- 45) 前掲24) : 角屋, p.208.
- 46) 野川土地改良区 : 『野川と土地改良 別冊』副題〔ダム建設以前の野川〕, p.138, 1978.
- 47) 同前46) : 『野川と土地改良 別冊』, p.26.
- 48) 前掲30) : 『米沢市史』第2巻 近世編1.
- 49) 知野泰明, 大熊孝 : 「阿賀野川における近世水制技術に関する研究」, 第8回土木学会新潟会研究調査発表会論文集, pp.85-92, 1991.
- 50) 矢守一彦 : <ノート> 「米沢城下絵図について : 地図史的考察の試み」, 『史林』第56巻第2号, 史学研究会, pp.285-303, 1973. 渡辺理絵 : 「米沢城下町における拝領屋敷地の移動 - 承応・元禄・享保の城下絵図の分析を通して -」, 『歴史地理学』第42巻第4号 (第200号), 歴史地理学会, pp.23-42, 2000. 「城下町絵図の様式変化と武家地管理の展開 - 米沢藩を事例として -」, 『人文地理』第55巻第3号, (一社)人文地理学会, pp.1-23, 2003. 矢守前後の城下町絵図の研究の展開については, 渡辺の論文にて簡潔に整理されており参考となる。
- 51) 知野泰明, 大熊孝, 石崎正和 : 「近世文書に見る河川堤防の変遷に関する研究」, 第9回日本土木史研究発表会論文集, 土木学会, pp.123-130, 1989.
- 52) 吉田東伍 : 『利根治水論考』, 日本歴史地理学会, p.34, 1910.

---

日本大学工学部紀要

第 65 卷第 1 号

令和 5 年 9 月 22 日 印刷

令和 5 年 9 月 25 日 発行

非 売 品

編集兼  
発行者

日本大学工学部工学研究所

〒963-8642 福島県郡山市田村町徳定字中河原 1

Tel. (024) 956-8648

〈e-mail address〉 ceb.kenkyu@nihon-u.ac.jp

印刷者

共栄印刷株式会社

〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字西川原7-5

Tel. (024) 943-0001(代)

---





JOURNAL OF THE COLLEGE OF ENGINEERING  
NIHON UNIVERSITY

Vol. LXV, No. 1, 2023

CONTENTS

ENGINEERING

Work Forces by “Yonezawa” Domain Samurais for

“Naoe” Stone Levees (“Yachi-Gawara” Levees)

..... Yasuaki CHINO and Koki GOTO ( 1 )